

**平成29年第3回七戸町議会定例会  
会議録（第2号）**

平成29年9月7日（木） 午前10時00分 開議

---

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木寿夫君 外2名

「質問事項及び順序（別紙）」

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	附田良亮君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	神龍子君	学務課長	八幡博光君

生涯学習課長	鳥谷部 慎一郎 君	世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	甲 田 美 喜 雄 君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	原 子 保 幸 君	事務局 次 長	中 村 孝 司 君
-------	-----------	---------	-----------

---

○会議を傍聴した者（20名）

---

○会議の経過

## 一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 国民健康保険、都道府県単位化について	(1) 来年度をめぐりに行われる国保改革の内容はどうか。
			(2) 県への納付金、標準保険料率と町の保険料はどうか。
			(3) 町の独自事業はどうか。
		2. 準要保護児童生徒の就学援助金について	(1) 入学準備金の支給時期を早める考えはないか。
		(2) 就学援助費の援助費目の改善は出来ないか。	
2	冨 清悦 君 (一問一答式)	1. 文化財の保護について	(1) 当町では文化財保護法で定義されている有形文化財はどのような方法によって適切に保存されているか。また、現状の保存方法に改善点はあるか。
			(2) 盛田文庫の保存方法と活用方法は。
		2. 教材の貸し出しについて	(1) 使用頻度が少ない教材は貸し出しをしている学校がある。教材を購入せずに学校の貸し出しで済めば保護者の経済的な負担は減る。教科書以外の教材で購入してもらっているものは何か。
		3. スキーの授業について	(1) 小中学校のスキーの授業の状況とスキー用具の準備状況と課題は。
		4. かだれ田舎体験協議会の事業について	(1) 学校の夏休みに行って来た、かだれ塾の事業が、旅行業法に抵触するとの理由で中止となったが、その経緯と今後の対応は。
3	岡村 茂雄 君 (一問一答式)	1. 若い世代の移住対策について	(1) 定住促進で、町外の若い世代を呼び込むIターン対策はどのようなことをしているのか。
			(2) 空き家の活用は、移住者のニーズや経費の軽減に繋がると思うが、どのような対策をしているのか。
			(3) 婚活における町外女性の参加状況をどのように捉えているか。

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、平成29年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、9月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

---

### ○日程第1 一般質問

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、7番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○7番（佐々木寿夫君） おはようございます。

一般質問を行います。

消費税8%引き上げ後、アベノミクスといっても地方経済の好循環は見られず、最近では、アベノミクスという言葉は、どういうわけか耳にすることがなくなってきました。けさの新聞でも、勤労者の実質所得は減り、年金も減額され、町民の生活は厳しさを増しています。

さらに、国保税が高い。70歳から75歳までの医療費の負担は2割となり、入院の食費の加算の負担も200円ほどふえ、さらに、紹介状がない大病院の診察には追加負担がかかるなど、医療費の負担がふえてきています。

来年度から国民健康保険が都道府県単位化になり、国保の運営を県と市町村が共同で担うことになりました。このことで町民の負担が増すのか、あるいはまた、医療がどうなるのか、国の医療費適正化計画、また、県の医療再編計画ともあわせて、町民にとって大きな問題です。きょうはまず、この問題を取り上げたいと思っています。

二つ目には、子供の貧困が大きな問題となり、子供の貧困率は、日本の国はOECD諸国の中でも非常に高い率となって、6人に1人が貧困家庭ということになっています。給付制奨学金の創設など、国も対策を立ててきていますが、どの子もお金の心配がなく、安心して教育を受けることができるよう、就学援助費のことで今年度の第1回定例会で取り上げましたが、その後の調査や検討の結果、どのようになっているのか、伺います。

以上で、壇上からの発言とします。

まず、来年度をめぐりに行われる国保改革の内容についてですが、平成27年に医療保険制度の改定法案が成立したことによって、平成30年をめぐりに国民健康保険制度が大きく変えられようと準備が進められています。

まず、質問1、来年度をめぐりに行われる国保改革の内容はどうなっているのか、伺いま

す。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

このたびの国保改革は、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、この成立を受けたものであります。

改革の柱は二つありまして、1点目は、公費負担による財政支援の拡充であります。これは、国保に対し、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図るというものです。

そして2点目は、国保運営のあり方の見直しであります。平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担って、この制度を安定化させるというものであります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 今、国の大幅な方針が出されましたが、財政支援3,400億円という、拡充と言っていますが、もともと国保の財政支援というのは50%だったのですよね。現在は24%で非常に下げられていますから、財政支援の強化を言うなら、国は国庫負担をもとに戻すべきです。

また、さらに、財政基盤の強化を言うなら、国は今、県や町でやっている乳幼児医療の制度や町でやっている子ども医療費助成制度にきちんと支援すべきであり、また、国は、町でやっている子ども医療費助成制度にペナルティーを科して、交付金の削減をしているわけです。このようなことは、まず医療費の改革よりも先にやるべきではないかと思っています。

さて、県が財政運営の主体となると、私は、町に対して県の指導が強くなり、町の自主性が失われることを懸念するものです。

そこで、さらに質問いたします。

今度の医療費の改革で、県の役割はどうなりますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 県の役割でありますけれども、財政運営の責任者という立場になります。市町村ごとの納付金を決定するとともに、標準保険料率等を設定すると。また、県内の統一的な運営を図るために、国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、そしてまた広域化と、こういうことを推進するということになります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 今の説明ですと、県が国保の財政運営の責任者となり、医療給付費から国の公的な支援などによる収入を差し引いて、県全体で集めるべき保険料を算出し、それを医療費水準や所得水準に応じて、市町村の納付金、市町村が県に納めるお金です。この納付金を決め、標準保険料率を決定する。さらに、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を行うということですが、交付金、標準保険料率、これらの間

題が残ります。そこで、この改革では、町の役割はどうなりますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町の役割でありますけれども、これまで同様に、資格の管理、それから保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、それから保健事業等のきめ細かい事務事業、これを引き続き担うということになります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町は、これまでと同様の事務事業を引き継ぐということですが、私は、県が決めた納付金を納めるため、町が保険料集めに走り回る、町民と県、町との隙間が広くなりかねない、そんな問題を危惧せざるを得ません。

国は、医療費抑制を県に負わせ、県は町を締めつける、そんな問題を感じます。

そこで、質問の大きい2番目に入りますが、町が県に納める納付金ですね、この納付金は現在決まっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 納付金は、毎年度、その翌年の医療費等の推計に基づいて算定をするということになります。

県は、平成29年度予算ベースで第1回の試算を昨年11月、そして、第2回試算をことしの1月に行って、試算結果について2月15日に新聞紙上で公表しておりますが、現在、新しい制度を前提とした第3回試算を行っており、結果については、9月11日開催の青森県国民健康保険市町村等連携会議で公表されるものと思われま。

なお、平成30年度納付金、12月下旬に国から提示される係数により本算定を行うことになっておりますので、2月上旬までには確定をし、納付の金額、これが通知されるものと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町が県に納める納付金は2月上旬までということなのですが、さらに町が町民から集める保険料の率ですね、この問題もあるわけです。今回の国保改革では、県が町に標準的な収納率を提示し、七戸町の保険料率を算定、公表することになっていますが、この標準保険料率というのはどのようなもので、現在決まっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 標準保険料率には、都道府県間の保険料水準を比較することのできる都道府県標準保険料率と、県内市町村ごとの保険料の標準的な住民負担を比較することのできる市町村標準保険料率があります。これらは、納付金の算定と同時に計算されますので、平成30年度の標準保険料率は2月上旬に公表されるものと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 私は、市町村ごとに標準保険料率を県で決めると、そのようにしたら、しかも納付金を決めるわけですから、一般会計から繰り入れなどをしてでも、町民負担の軽減のために努力していることが、県のこういうことでできなくなるのではない

かと。その結果、保険料の大幅な引き上げにつながることにならないか、これを非常に心配しています。

ところで、町は、この県で示した標準保険料率で賦課し徴収を行いますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町では、県が示す市町村標準保険料率を参考に保険税率を定め、保険税を賦課徴収するということになります。前にも述べたとおり、毎年度算定する納付金に基づき保険料率が設定されるため、県で示したとおりに実施するとした場合に、毎年の税率改正、こういったものが必要になります。これでは住民の不安を増長することになりかねないというふうに考えております。

したがって、町では、新制度のもとで安定した財政運営、これを図るため、そして、将来を見据えた形で、住民の負担のあり方を検討し、慎重に保険税率を設定したいというふうに考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 県の標準保険料率を参考に町で算定して定めると。毎年変わるとこれは大変ですから、将来を見据えて保険料率を設定すると。毎年、保険料率が変わると住民の不安を増すということから、数年に一度の改正にしたいということはわかりました。

そこで、一番大事な問題に入りますが、平成30年度の国民健康保険の保険料は、見通しとして、現行の保険料より高額になりますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） そこが一番大事なポイントになると思います。

平成19年度以降、本年まで、税率というのはずっと同じで維持してきました。しかし、御承知のとおり、町の国保会計、これは平成23年度から単年度で赤字ということになりまして、いわゆる国保の財政調整基金、これが底をついた平成25年度から平成27年度まで一般会計から赤字補填、このお金を繰り入れし、住民の負担軽減を図ってきました。

これまでも国保の赤字問題における税率改正については、今まで、いわゆるこの広域化、これに合わせて検討するというところをお話ししてきました。今後、公表される納付金の試算結果によりますが、少なくとも赤字を解消すると、そういう金額分のある程度の増税というのは避けられないというふうに考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 平成25年から赤字補填をしていると。その分が今度の国保では町民負担になるのではないか、こういうことで、国保料の引き上げというのは考えられるということなのですが、これは先ほども言いましたが、町民にとって非常に厳しいものになることが考えられます。

現在でも全国的な国保の平均保険料というのは1人当たり9万円ほどなので、我が町で

も多分約8万円ぐらいにはなっていると思います。そういう中でも、町は収納率の向上に努力して、収納率は平成28年度で96.85%で、七戸町の国保の収納率というのは県内でもトップクラスの収納率です。これは国保の加入者の努力もありますし、また、加入者の生活実態に即して丁寧な対応をしてきた町の姿勢も考えられます。

現行の国保は、加入世帯が約2,650世帯、年々減ってきております。加入者は4,200人です。国保加入世帯の平均所得は134万円になっています。そうすると、これは平成26年の議会でも話していますが、134万円が平均ですから、134万円以下の所得の方というのは半分以上いるということになりますね。この方々は年金の収入が主だと思のですが、その中で、国保の軽減を受けている世帯は約50%です。半分にもなる世帯が国保の7割軽減、5割軽減などを受けているわけです。極めて厳しい生活の中で国保を納めていると。しかも、収納率も高い。こういうふうになっています。

そこで、次の質問に移りますが、もしこの収納率、今は96.85%なのですが、国保が上がったりして、収納率が低くなった場合、県の対応はどうなりますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） このたびの改革によって、もし保険給付の増額、あるいは保険料収納の不足によって、いわゆる財源不足となった場合に備えて、一般会計からの財政補填等を行う必要がないように、県に財政安定化基金が設置されるということになっております。御質問のように、収納率が低くなり、納付金を納める財源が不足した場合に、この基金からの貸し付け、これを受けて、3年間で償還ということになります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 収納率が低くなり、納付金を納める財源が不足した場合には、財政安定化基金から貸し付けを受けると。そして、受けた場合には、3年間で償還しなければならない。そうすると、さらなる引き上げを考えなければならなくなります。

我が町では、平成25年度国保会計の基金はゼロになりましたが、その後、平成26年、平成27年と法定外の一般会計から繰り入れを行って、町民生活を支えるために住民負担を軽減してきました。そして、このように高い収納率も示しながらやってきました。

そこで、国保税の引き上げなどを考えると、やっぱり町民生活の実態を考えた税率と収納率のバランスというのは考えていかなければならないと思っています。

次に、この国保の事業の中で、葬祭費の給付という事業があります。七戸町では、この葬祭費が1回5万円という給付になっていますが、東北町、十和田市など県内の市町村では、七戸町より低い、安い、そういう町村もあります。

ところで、国保が県に一元化された場合に、町独自のこの事業でやっている葬祭費の扶助というのはどうなりますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町では、この葬祭費について、平成18年度に社会保険や近隣市町村との均衡を図るということで、3万円から5万円に増額して現在に至っております。



県内では、葬祭費の支給額に非常に差異がありまして、5万円が29団体、4万円が1団体、3万円が8団体、それから2万円というのがあります。2団体。そうっております。

こういった現状を踏まえ、県では、平成30年度以降に5万円に統一する方向で、関係市町村において検討するというにしております。この方針によって、当七戸町の葬祭費については、引き続き5万円、これを維持していきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 葬祭費が5万円、引き続き維持ということで、県一本化になっても町のこの事業は引き下げられないということがわかりました。

私は、平成26年の第2回定例会で、国保税の引き下げを質問しています。その答弁で小又町長は、「我が町にあっては、そういう引き上げはしたくない」「出た赤字は当然補填していかなければならないと思っております。引き下げできないかということですが、せめて税を上げないよう一般会計から繰り入れというものをしながら、そうした県一本の体制に向かって頑張っていきたい」、そういうことで、我が町では、平成19年から平成28年まで10年にわたって、国保税の引き上げを他の町村がしてもやっけてこず、一般会計からの法定外の繰り入れでやってきたわけです。

こういう町民の生活実態に即した町の姿勢というのは、これから国保が引き上げられる際でも、やっぱり町民の生活実態をしっかりと踏まえた国保の体制というのは続けていただきたいと思っております。この国保税についての質問を終わります。

次に、質問2に移ります。

準要保護児童生徒の就学援助金についてですが、国の制度では、この4月から要保護小中学生の入学金が約2万円ほど引き上げられ、小学校は4万6000円、中学校は4万7,000円となりました。

我が町では、いち早くこれに準じて、準要保護の小中学生の入学準備金を他町村に先駆けて引き上げました。これは大変大事なことで、真っ先にこの引き上げを実施した町当局や教育委員会の姿勢というものは評価できると思っております。

ただ、私は、この準要保護の子供たちの入学準備金の支給時期が6月ということで、入学支度金ですから、前年度の3月とか2月とかというふうに支給の時期を早めるようにというふうに質問いたしました。

3月の定例会で教育長は、その質問に対して「近隣市町村及び県内他市町村の実施状況とか支給方法についてこれから調査し、今後検討していきたい」と述べましたが、この支給時期を早めるということについて調査し、検討した結果を伺いたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

新入学児童生徒を対象にした入学準備金の早期支給に向けては、十和田市を初め上北郡内の7市町を調査いたしました。

平成29年度の支給状況ですが、2期制に分けて9月から支給を始めているのがおいらせ町、当町と同じく6月に支給をしているのが三沢市と野辺地町、5月に支給しているのが東北町と六戸町、平成29年度から例年より1カ月早めて4月に支給したのが横浜町と十和田市です。

十和田市については、新入学児童生徒に特定し、平成31年度対象者から3月支給を検討しておりますが、在校生については、5月支給に戻すことも検討していると聞いております。また、今後3月支給を検討中と回答いただいたのは横浜町だけで、他の市町は予定なしという回答をいただいております。

4月に支給されているところでは、1月にお知らせの文書を配付し、2月に申請書のとりまとめ、3月には認否通知、そして請求書を取りまとめた上で4月支給ができていると聞いております。

調査の結果を踏まえ、教育委員会といたしましては、新入学に係る負担を早期に軽減できるよう、4月中の支給を目指して事務改善を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 6月の支給を4月中に早めるという答弁ですが、できるだけ実施していただきたいと思います。全国の町村を調べると3月に支給したりしているところもありますから、その辺も検討していただきたいと思います。

次に、この準要保護の就学援助費の中に、要保護であればPTA会費や生徒会費が多分入っていると思いますが、この就学援助費にPTA会費や生徒会費という費目を追加できないか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 新たな費目については、近隣市町村の動向を見て、今後検討していきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 就学援助費でPTA会費や生徒会費を準要保護の児童生徒に対して支給している町村というのは県内でも幾つかあるのですが、そんなに多くはないですね。だから、この辺についてはしっかりと検討していただきたいと。言うまでもなく憲法第26条では、義務教育費無償と定めているわけです。教育基本法では、地方自治体は授業料を納めてもらうということが書いてあって、ちょっとそこは矛盾しているのですが、今、憲法を改正して義務教育費は全部無料にしたいという気も強くなっているし、子供たちが安心して学校教育が受けられるように、しっかりと準備をしていかなければならないと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、7番佐々木寿夫君の質問を終わります。

次に、通告第2号、4番唖清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

唖清悦君の発言を許します。

○4番（听 清悦君） 皆さん、おはようございます。

6月定例会の一般質問で、4月に開校した天間林中学校の152人の生徒が、自分たちが天間林中学校の歴史をつくっていくのだとの気概を持って、勉強、学校行事、部活動に全力で取り組んでいると述べましたが、ソフトボール部が県大会で優勝し、全国大会で初戦を突破するほどに頑張っているとは思いませんでした。中学校統合の効果もあると思いますが、何よりも教職員の指導、保護者、地域住民の支援、生徒の努力によるものだと思います。生徒の頑張りに負けないように、私も議員の仕事をもっと頑張らなければと気持ちを新たにしているところです。

文化財の保護については、これまでは余りにしたことがありませんでしたが、十和田市の新渡戸記念館の廃館をめぐるいろいろなと起きている問題を見て、これはよく考えておかなければならない問題だと感じるようになりました。

盛田文庫の保存方法と活用方法とあわせて質問します。

学校での勉強には教材が欠かせませんが、新品を購入させることもないのではないかと思います。学校のものもありますので、その状況についても伺います。

スキーの授業については、一昨年の12月議会の一般質問でも質問しておりますが、その後どのような状況になったのか、伺います。

ことしの夏は、各自治体が主催するサマーキャンプなどが急遽中止されるという事態が全国各地で起きました。当町においても、かだれ田舎体験協議会が毎年子供の夏休みに合わせて行ってきた、かだれ塾の事業が実施直前で中止となりました。その経緯と今後の対応についての4点について、質問者席から質問します。

一つ目の質問として、文化財の保護について伺います。

文化財保護法の「この法律の目的」の第1条に、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と記載されております。そして、「文化財の定義」の第2条の1において、有形文化財については、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」と定義しています。

第2次七戸町長期総合計画の基本計画第5章の5、地域の文化の継承と発信、その中の（3）歴史・文化遺産の保存と整備の⑤から⑧までについて、取り組み状況を伺っていきます。

まずは、「⑤文化財等の資料収集と整理を推進します。」について伺います。

文化財等の資料はどのような方法で収集し、どのように整理しているのか。また、現状の保存方法に改善すべき点があるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

文化財等の資料収集でございますが、特にこれといった方法での収集はしておりませ

ん。収集されている主な資料は、埋蔵文化財の発掘調査等で出土した遺物や、町民から七戸町に寄贈された資料などが収集されております。

どのように整理しているのかということですが、今まで寄贈いただいた民俗資料や埋蔵文化財資料は、全て七戸町文化交流センターに適切に整理して保管しております。

改善すべき点は、現段階ではないものと思っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 次に、「⑥歴史博物館施設の整備計画の策定に取り組みます。」について伺います。

歴史博物館施設の整備計画の策定状況はどのようになっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

歴史博物館施設の整備計画の策定状況についてお答えします。

現在、二ツ森貝塚の世界文化遺産登録などの関係で、史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画の策定に向けた検討会を行っております。来年の3月には史跡二ツ森貝塚整備基本計画策定報告書としてまとまる方向で進めております。その中で、ガイダンス施設のあり方についての検討もしている現状にあります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 次に、「⑦七戸文化交流センターにおける資料の収集と保存、情報発信を推進します。」について伺います。

1点目は、七戸文化交流センターにはどのような資料を収集し保存しているのか。

2点目は、七戸文化交流センター以外の施設に収集し保存している資料もあるのか。あるとすれば、七戸文化交流センターに収集し保存しない理由は何か。

3点目は、現在どのような方法で情報発信を行っているのか。また、今後は別な方法でも情報発信していく予定はあるのか。あるとすれば、その方法について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

まず、1点目のどのような資料を収集し保存しているのかの質問にお答えします。

七戸町文化交流センターには、町内で発掘調査された国史跡七戸城跡や国史跡二ツ森貝塚の埋蔵文化財の考古資料が保管されております。また、発掘調査のときに現場で作図した図面や記録写真なども保管されております。ほかに、地域住民から寄贈された民俗資料や奥羽種畜牧場内にあった馬関係の資料などが保管されています。

2点目ですが、2点目の七戸町文化交流センター以外の施設への収集と保存の有無と、それに関連する質問にお答えします。

七戸町文化交流センター以外では、七戸中央公民館の2階に二ツ森貝塚出土の考古学資料を広く皆さんに知っていただくために展示してあります。

そして、3点目の情報発信の有無等についてお答えします。

町内の発信等についてですが、小中学校の校長会などで情報を発信しております。今後は歴史博物館の兼ね合いもありますので、その時期を見て発信の仕方を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 次に、「⑧町民のなかに幅広く文化財愛護精神の醸成を図ります。」について伺います。

現在、どのような方法で文化財愛護精神の醸成を図っているのか。また、今後は別な方法でも文化財愛護精神の醸成を図っていく予定はあるのか。あるとすれば、その方法について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

各小中学校の歴史の授業において、二ツ森貝塚とか昔の道具についての説明を求められる機会が多々あります。そうした機会を捉えて、文化財を守るという気持ちの醸成に努めております。

また、一般の団体においても、文化財の説明依頼や相談があった際は懇切丁寧に説明するなど、町民みんなで文化財を保護していく雰囲気醸成に努めております。

さらに、民間が主導して実施しております二ツ森貝塚縄文まつりなどにも側面から支援を行い、当町にある文化財愛護の醸成を図っているところでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 2点目の質問です。盛田文庫の保存方法と活用方法について伺います。

盛田文庫はどのように分類し整理してきたのか、伺います。

また、盗難や来訪者による持ち出しを防ぐ対策はどのように行っているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） まず、盛田文庫の書籍分類・整理については、平成21年7月から、七戸古文書の会並びに十和田古文書の会の協力をいただきながら書籍の整理作業を行うとともに、図書管理システムを活用し、寄贈された書籍のデータ登録作業を職員が行ってきました。

市町村史・日本各地の地名辞典・歴史・民俗・経済・芸術・文学・農林業関係など、図書館法に定められた日本十進分類法により分類・整理し、管理体制が整備された約1万3,000冊を七戸庁舎4階へ設置し、平成22年12月から一般の方への閲覧に供しております。

次に、盗難や来訪者による持ち出し防止についてですが、普段は盛田文庫を所蔵してい

る部屋は施錠しており、閲覧者が入室する場合にのみ開錠しております。

なお、閲覧者が入室する際は、かばんなどの書籍が入りそうな閲覧者の所持品は生涯学習課に預けていただくなど、書籍の盗難や持ち出し防止に努めております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 盛田文庫の活用方法について伺います。

1点目、まず、これまでに盛田文庫を訪れた延べ人数と実人数を伺います。

2点目は、盛田文庫を訪れた実人数のうち、町内と町外に分けた場合の人数を伺います。

3点目は、盛田文庫を訪れた方で、最も遠方から来られた方の都道府県または市町村名を伺います。

4点目は、町外から閲覧に来られた方で、歴史の研究者や教職員などの専門家はいたのか、伺います。いた場合は、意見交換や情報交換により有益な情報を得られ、実際に活用した事例があるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

1点目の盛田文庫を訪れた一般閲覧者の人数についてですが、平成27年度は延べ12名、実人数10名、平成28年度は延べ7名、実人数7名となっております。

2点目の盛田文庫を訪れた一般閲覧者の実人数を町外と町内に分けた人数ですが、平成27年度は町内2名、町外8名、平成28年度は町内3名、町外4名となっております。

続いて3点目ですが、遠方から訪れた方については、東京都八王子市とか神奈川県川崎市などとなっております。

4点目の閲覧者の中には専門家がいたのか、また、意見交換、情報交換をしたことがあったかという御質問ですが、閲覧者の受付簿へは住所、氏名、電話番号の記載のみとしておりますので、歴史の研究者や専門家などの来訪については確認できていませんが、書籍の管理・保存・活用については、十和田市や七戸町の古文書の会と随時、打ち合わせや情報交換を行っております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 今、人数を伺ったところ、やはり限られた方になるのだなという印象を持ちました。

整理した1万3,000冊を職員が中身まで分析するといふとかなり大変だと思っております。

ある方から、私は盛田達三氏のことについて情報提供いただいています。大変農業にも関係があって、なかなかそういった専門的なものを読む時間を持てる人というのは限られていますので、何かしら盛田文庫に役に立つような情報が得られた場合にももらえるような体制をとってもらえればなと思っています。

次に、七戸庁舎の耐震補強工事期間中の保存方法と、工事終了後の保存・活用計画につ

いて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 平成30年度に七戸庁舎の耐震補強工事を実施する計画としていますが、そのことにより、現在、七戸庁舎4階に設置している盛田文庫の書籍は、平成29年度中に七戸町文化交流センターを主とし、教育委員会で管理している施設の空き部屋に一時保管することになっております。

また、今後の活用方法についてですが、地域の皆様にも周知を図り進めることになりまして、平成29年度で閉園となる幼稚園の建物に中央図書館の移設を考えております。また、その一角へ盛田文庫の設置を検討しているところです。

今後は、新図書館の開設に向け、県立図書館の支援、指導をいただきながら、町の図書館協議会や読書団体と協議を重ねていきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（呷 清悦君） 二つ目の質問として、教材の貸し出しについて伺います。

学校の教職員が忙しいのは部活動やアンケート調査が原因だと言われていますが、私は、社会人になってほとんどの人が使わないことまでも教えていることが一番の原因だと思っています。今回は、そのことと関係がある主な教材として、そろばんと鍵盤ハーモニカを例に質問します。

まずは、そろばんについての質問です。

小学校時代にそろばんを学習した記憶がありますが、約40年が経過した今思うことは、そろばんがこれまでもなくとも全く困らないものであり、今後も困ることはないと思っています。そろばんを使って仕事をしている人は、小学校とそろばん教室の先生しか思い浮かびません。

それほど生活の中で使用頻度が少ないそろばんが、電卓が普及している今も授業で取り扱われている理由を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

小学校3年生、4年生の算数の学習指導要領というのがあるのですが、算数の学習指導要領に「数と計算」の単元において、そろばんによる数のあらし方や、そろばんでの加法と減法の計算ができるようにするという指導項目が示されております。

示された内容の指導に当たって、そろばんを重視する意図は3点あります。

まず、指導のことについての具体的内容になってしまいますけれども、1点目は、そろばんの一つの桁に9までしか入らず、10にするには位を上げなければならないという仕組みが十進位取り記数法の理解に適していること、2点目は、小学校低学年の数認識との関連です。そろばんは、5の固まりを一目で把握できたり、10という数の合成や分解ができることなど、数の多面的な認識の仕方が自然に身につくということ、そして3点目は、数の概念の理解を深める教具として適しているということから、電卓が普及している

現在もそろばんは高く評価されています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昕 清悦君） 通告していた質問に入ります。

そろばんのほかに鍵盤ハーモニカなども使用頻度が少ない教材だと思いますが、それらの教材はどのように用意させているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 鍵盤ハーモニカについては、各自購入していただいております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昕 清悦君） そろばんや鍵盤ハーモニカなど、今後貸し出しを検討する考えがあるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） そろばんについては、これから各小学校の実態を調査し、個人で購入しているようであれば、学校で貸し出しできるように検討していきたいと思っておりますが、鍵盤ハーモニカについては、子供たちがそれぞれ口にするものですから、衛生上から貸し出しは困難だと私は考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昕 清悦君） 鍵盤ハーモニカですけれども、マウスピースのところは分解できるし、実際、それだけでも販売しているということ、そこだけ購入して、兄弟のものであれば使わせているという保護者からも聞いていますので、本体も含めてセットで買ってもらうなくても……。全ての子供に買ってもらうということではなく、各自用意……。もう一度伺います。各自で用意してもらうということですね。新品を購入してもらうのではなくて、どのように準備するかも各自に任せるということですかね。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 学校のほうで買う場合、教材屋からいろいろなパンフレットみたいなのがあるのですが、そういうのを提供しております。

なお、兄弟で使えるという人はそれで構わないと思いますが、先ほど言ったマウスピースだけで全く学校の貸し出しのものとなると、例えば、発表会などもありますが、そうしたときの家庭での練習とか、そうしたことは大変困難になるものと思われま

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昕 清悦君） 三つ目の質問として、スキーの授業について伺います。

一昨年時点では、七戸小学校と城南小学校は、冬の体育の授業で町営スキー場も利用しながらアルペンを教えていて、天間西小学校は、グラウンドや中央公園を利用してノルディックを教え、6年生だけはまかどスキー場でのスキー教室も行っていました。天間東小学校は、三沢アイスアリーナでスケート教室を行っていました。

授業でスキーを教えている三つの小学校では、スキー用具に特にこだわらない児童が、



お金をかけずにスキー用具を利用できるよう貸し出しの体制ができているのか、伺います。そのことに関して、現時点で課題があるのか、あるとすればそれは何かを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

現在、七戸小学校では、3年生から6年生が半日で2回、城南小学校では、1年生、2年生が1日の日程で、3年生から6年生は2日間の日程で、アルペンスキーの指導をしております。スキーは個人で購入したり、兄弟や知人から譲り受けたりしています。

また、天間西小学校では、平成28年度まではノルディックスキーの指導をしておりますけれども、平成29年度の計画では、1年生、2年生は雪合戦やそり滑りといった雪遊びを中心とした学習を、そして、3年生から6年生まではノルディックの学習というように見直しを図っております。天間西小学校では、希望者にスキーの貸し出しをしています。

3校における現時点での課題としては、まず、1点目は、保護者の金銭的負担が活動内容に比較して大きいこと、活動内容というのは時間ですね、そうしたことに比較して大きいこと、それから、寄附等で集めたPTA所有のレンタルスキーの老朽化が進んでいること、そして、アルペンスキーの譲り受け等は、スキー板そのものが傷んでいることが多くて、事故につながりかねないことから購入せざるを得ないこと、4点目、毎年、年度末に学校評価を保護者にさせていただくわけですが、その学校評価にスキー学習の縮小を望む声があったことなどが挙げられます。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 教材の中でもスキーセットというのは高額であり、小学生というのは本当に成長が著しくて、6年間の間に2回なり3回購入しなければなりません。それでいて、1月と2月の体育の授業で何時間しか使用しません。

私が天間西小学校PTAの役員のとときに役員会で協議し、卒業生から使用しないスキー用具を寄贈してもらい、12月の参観日に貸し出しを行うようにしました。寄贈していただいたスキー用具が年々ふえ、新品を購入せずに済んだ児童もふえました、私のとときには。今の教育長の答弁ですと、やはり使っているうちに年々傷んでくると。やはり新品を購入してもらわなければならないときもあるし、貸し出す場に行ったときにサイズが合わないとか、それこそ傷んでいて危ないというのがあって、新品を購入する保護者もいました。でも、その新品で購入したのもさほど使わないうちに卒業するといったときには、また寄贈してもらえれば、それがふえるということと、PTAのほうでもさすが、これはもう幾ら何でも古くて使えないなというのはまとめて処分もしました。

あと、保護者のほうからも縮小などの声があるということでしたけれども、やはり教材の中で、私もほかの保護者から聞くのは、一番お金がかかるのはこのスキー用具ということで、買うということになれば、やはり、できれば、そこまでお金を出すのであれば縮小してほしい。でも、今言ったような方法で、まだ貸し出しの方法に改善があれば、負担が

少ないのであれば、ぜひスキーを体験させてほしいという声も出てくるかもしれないので、そこは今後さらに検討していただきたいというふうに思っています。

先ほどそろばんの話もしましたが、一番呼びかけやすい方法として、保護者、それからPTAもあるので、例えば、今この議場において今話を聞いている、例えば課長なりを通じて、役場職員にも呼びかけた場合に、使っていないそろばんがあれば、それを寄贈してもらおうということで貸し出しに必要な数を集めることもできるのではないのかなというふうにも思いました。それも含めて、今後、検討いただければと思います。

質問4に移ります。

かだれ田舎体験協議会では、グリーンツーリズム推進の一環として、ナガイモ、ニンニク、リンゴ等の植えつけ体験や雪国体験等の事業を行ってきました。その中でも、夏休み前半に小学校5・6年生を対象に行ってきたかだれ塾は、参加料だけで全ての経費を賄えるまでには至っていませんが、募集を行うと一瞬で募集定員に達してしまう人気事業となりました。

7月18日、18時に緊急会議開催の連絡が入った後で、事務局長と町長で事業中止を決定したとの連絡が入りました。

各自治体のサマーキャンプの催行が旅行業法に抵触している疑いがあり、各団体がイベントを中止しているというニュースは流れていたもので、その影響だとは思いましたが、余りに突然の中止決定だったので、そうせざるを得なかった事情があったと推察します。

まずは、中止決定に至るまでの経緯について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

御質問の七戸町かだれ田舎体験協議会、これが主催するかだれ塾は、県内の小学5年、6年を対象に、夏休み期間の2泊3日で、当町の自然と触れ合いながら農家の暮らしを体験できるというもので、平成17年より毎年実施しております。

しかしながら、平成29年7月13日、NHKのニュースで入りました。自治体が主催する夏休みの子供向けツアー、これが旅行業法に違反するおそれがあるということで、中止する自治体が相次いでいると。観光庁は全国の自治体に通知を出して、改めて法律の周知を図るという報道がされまして、早速、当かだれ塾でも、現行の企画でこれに抵触するかどうか、いわゆる関係機関、実は県の観光国際戦略局の観光企画課、あるいはまた上北県民局、ここに問い合わせをしたところ、いわゆるイベントの運送、宿泊が伴うこと、それから、不特定多数から参加者を募って料金を徴収する、これが法に抵触するおそれがあるという指摘を受けました。

この結果を踏まえて、行政としては当然、法律を守る立場にありますので、強行に実施するというのはできないという結論に至りまして、そして、やむなく中止の決定をしました。

なお、旅行業を持っている団体、あるいはまた企業、これに事業の委託をすれば中止しなくてもいいということですが、いかんせん、もう期間がないということもありました。いわゆる具体的に問い合わせしたところ、準備期間というのは短いと、さまざまな手配等々で実施は不可能という回答をいただきましたので、急でありましたが、開催を中止ということにした次第です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 今回、参加者も決まっています、それまでの打ち合わせも何回も行き、改善点も盛り込み、ただ、それは全て無駄になったわけではなくて、来年度、仮に実施するとすれば、これまで打ち合わせしてきたことが生かせるかなとは思っています。楽しみにしていた子供たちには大変残念なことをしてしまったなと思っています。

問題は、今後どうするかということですが、今後の対応について伺います。

かだれ田舎体験協議会の会員の多くは農家です。

農業で収入を得にくい地域は、農家民泊で収入をふやす方法を模索し、それで成功しているところもあるようですが、農業だけで十分収入を確保できる当町においては、農家民泊は有償ボランティア的な位置づけにとどまっていると感じています。

グリーンツーリズムの事業は、それに協力する農家が収入をふやすということは余り期待できず、せめて旅行業を本業としている町民、あるいは本業にしようとしている町民がそれで生活できるように、可能な範囲で農家が協力することしかできないのではないかと感じています。

かだれ田舎体験協議会の事務局として採用した臨時職員が、今後は旅行業で生計を立てられる方法を考える必要があると思います。観光協会も法人化し、旅行業の資格も取得し、その方向で動いています。旅行業法に抵触せずに、これまでかだれが磨き上げてきた商品と臨時職員を観光協会に移し、本格的な旅行会社として自立させるのがよいのではないかと考えていますが、町長の考えを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず、これからの本当に大事なことなのですから、まず、観光地として、本当に目の覚めるような、風光明媚な、そういったものを持っているわけではない。いわゆる農業と、あるいはまた農業体験、もちろん自然もありますけれども、そういったものを組み合わせるかに人を呼び込むのか、これが町のこれからの観光の大きな目玉になっていきます。そのための組み合わせをどうしていくのかということでありまして、例えば、臨時職員のお話がありましたけれども、それはもちろん大事ですけれども、観光協会、これを主体にやっていくとその辺が薄れるということもあると思います。ですから、今までのかだれ田舎体験協議会でやってきた事業というのは本当に大事にしながら、それと観光を組み合わせるやっつけていく。そして、最低限、法律に抵触しないように。こういう発想でこれからのことを進めていかなければならないと思っています。

かだれの事業というのは、農業の体験、それから農家の民泊、自然体験、これを行うかだれ塾と、この三つが今までやった大きなものですがけれども、この中で、農業の体験と民泊自体、これも捉え方ですがけれども、それ自体はそんなに法律に抵触するものではない。問題は、それらの移動手段、あるいはまた料金の徴収、こういったものが旅行業法に抵触するということです。今後は、かだれと、そしてもちろん農林課も入ります。そして観光協会、これがそれぞれ役割分担をして、そして、法に抵触しないようにしながら人を集める、町外からの誘客に努めると。これが町の実態、農業をよく理解してもらうことにもつながります。

それから、今、外国との交流、実は台湾からまたやってきます。こういったものの主体が農家の民泊であり、農業の体験でありと。もちろん町内の自然の体験というものもありますけれども、主体が農業関係のことになります。

ですから、持っているものをうまく組み合わせをして、法に抵触しないような観光の推進、これを図っていくと。これがひいてはインバウンド観光、こういったものにもつながっていくというふうに思っていますので、そういう発想で進めていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） 今の町長の答弁を聞いて、多少変わるとすれば、バスの移動も含めて、あと料金の徴収とかは、法人化した観光協会のほうを利用しながら、事務局及びかだれが行ってきた事業は、ほぼそのままというふうな印象を受けましたけれども、その解釈でいいのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 旅行自体の企画、これはやっぱり旅行業法に基づいてやるということですから、今、旅行業を取得する観光協会が主体になって募集しますよと。中身については、それぞれ役割分担でやっていくと、こういうことになっていくと。今度、それに向けての組み立てをしていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員、よろしいですか。

○4番（昴 清悦君） はい。

私の質問はこれで終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、4番昴清悦君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。11時半まで休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

その前に、先ほど4番昴清悦君が、冒頭の挨拶の中で訂正箇所がありますので、説明願います。

4番昴清悦君。

○4番（昴 清悦君） 天間林中学校ソフトボール部が県大会で優勝しと発言しましたけ

れども、正確には準優勝です。準優勝ですけれども、全国大会、その選手権に出場する権利を獲得して、全国大会で初戦を突破したというふうに訂正いたします。

○議長（田嶋輝雄君） 次に、岡村茂雄君の発言を許します。

○5番（岡村茂雄君） まず最初に、何か不順な天候で、冷害対策本部が設置されたようですけれども、七戸町が一番米の不稔率が高いということですが、対策本部もできておりますが、何とか被害が最小限にとどまるようお祈りしたいと思います。

それでは質問に入りますけれども、今回私は、若い世代の移住対策ということで通告してあります。その中で3点、Iターンと、それから空き家の対策、活用ですね、それから婚活に関するところで3点通告してありますが、詳しくは質問者席のほうから質問いたします。

○議長（田嶋輝雄君） 5番岡村茂雄君、ちょっと待ってください。

私は先ほどちょっと言葉足らずでございました。

通告第3号、5番岡村茂雄君は、一問一答方式による一般質問です。

5番議員。

○5番（岡村茂雄君） それでは、早速、質問に入ります。

一つ目は、Iターンに関するところでございますけれども、今、町の人口減少対策は、転出者の抑制と転入者をふやす、これが大きな柱になっております。それは当然のことではあります。人口減少は全国の自治体が抱えている課題で、どこでも同じことを考えていると思います。

出生率が低下している中で、若者が東京などの大都市へ集中することによって、地方、特に町や村が崩壊することが危惧されていることは皆さんも御承知のことです。なぜ若者が東京へ集中するのか、なぜ七戸町はUターンが進まないのか、その内容を検証したり、七戸町出身者の近隣都市部へのJターンの動向なども把握しながら、対策のポイントを絞り込んでいく必要があると思います。

町外の人を呼び込むIターン対策を進めることは、七戸町のよさが理解され、そして、Iターンがふえることは、Uターンが誘発されるという相乗効果が期待できるものと思っております。当町の移住対策は、Uターンに期待する内容に比重を置いているように感じられますが、私は町外の人を呼び込むIターン対策にもっと力を入れるべきだと思います。

また、町の定住対策には他町村に先駆けた支援策がたくさんあります。しかし、全国の自治体でも同じような定住対策がふえていると思います。それは国が示した内容に沿った地方版総合戦略が全国的に策定されているということからもうかがえます。しかし、全国の自治体が一斉に定住や移住対策を展開してくることは、私が前にも指摘しましたが、個人個人が自分が住みたいと思う地域へ移り住む、いわゆる足による投票がさらに加速されることとなります。

これまでは地方から東京などの大都市へ移動することが大きな要因とされてきました。

しかし、それに地方の間での移動が加わることになり、各自治体の政策の競争がいつそう激しくなることが目に見えております。

そのようなことを踏まえてお聞きします。

国が定める地方創生は、地方同士の政策競争を激しくさせる内容ですが、このことについて、町長はどのように受けとめているのか、また、今の対策のままでいいと考えているのか、伺います。

また、移住者にとっては、何といても仕事が大きな問題ですが、どのような仕事を望んでいるのか、その動向を把握しているのか。

また、町外の人に七戸町の居住環境のよさを発信する対策として、どのようなメニューをそろえて呼びかけているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず、Iターンへの取り組みとしては、青森県と連携して行っている青森県移住合同フェア、青森暮らしセミナーへの参加のほかに、JOIN移住・交流&地域おこしフェア、それから、町イチ村イチのイベントに参加することにしております。いずれも東京で開催をされ、七戸町の移住PRと移住相談を行うという内容であります。

また、今後は、隣接市町村との競争をするのではなくて、若い世代を呼び込むためのターゲットを絞り、住まい、仕事、子育て環境などを含めた七戸の魅力を発信していくということが重要であると考えております。

そのための取り組みとして、若い世代で農業をやりたい人にそのターゲットを絞り、新規就農に向けた受け入れ体制や研修等の就農支援ネットワークシステムづくりを進めながら、新規就農と移住対策、それから子育て支援等を一体として取り組み、さらには、町の魅力を効果的に発信していくため、町のホームページと連動した移住ポータルサイトの構築、これを行うことで、今、準備を進めております。

また、このほかに、移住コンシェルジュ、いわゆる相談員ですね、その配置を検討しており、外部の視点からの町の魅力、これを発信していただき、移住相談やお試しツアー、こういったことで若い移住者の呼び込みを図っていきたいと考えております。

移住コンシェルジュの配置や新規就農に向けた取り組みについては、地域おこし協力隊を募集して活用していくと、これを一つの入り口として進めていく予定であります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） いろいろ羅列されておりますが、何か農業に主眼を置いているようなところも感じられました。

この移住対策というのは、もう一つとして、先ほどは仕事もと言いましたけれども、町のよさを町外の人に伝えることが大きく左右するのではないかと思います。例えば、よく選挙のたびに投票率を上げることが大事だと言われますよね。しかし、政治に関心を示

さない人たちに幾ら投票を呼びかけてもなかなか投票率は上がらないと思います。移住対策も同じことが言えると思いませんか。町外の人から関心を持たれるメニューを準備することが先決だと思います。

それに関して聞きたいことがありますけれども、しちのへ未来のまちづくりプランを見たとき、私はとても新鮮な感じを受けました。それは、具体的なデータがたくさん提示してあったからです。その中の若者の定住・移住促進プランで、七戸町の魅力を引き出すために、高校生以上の若者を対象に七戸魅力向上特命チームを結成して、七戸町の魅力を発掘していくということを挙げております。

こういうふうに若い人たちが活動して町を活性化させるということは、町の魅力を町外へ発信することにつながっていくことで、移住対策にも反映されると思います。そのようなグループの活動は早急に進めるべきだと思いますので、特命チームの編成や活動状況はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

このグループは、高校生以上の若者によるグループで構成されており、総合戦略策定に当たり、その意見が反映されております。

また、現在は、若者移住促進事業実行委員会を設置しており、婚活支援の計画や事業を実施しておりますけれども、定住・移住対策等についても協議できる組織として進めることとしております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） これには高校生も入っていることでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

ワーキンググループの際には高校生が入ってございましたけれども、今の若者移住促進事業実行委員会においては、高校生は今のところ入っておりません。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） できれば、そういう若い人たちも入ってもらって、将来に向けてまちづくりに参加してもらおうと、そういう形をつくっていければと思います。

次に、空き家のほうに移ります。

移住対策として空き家の活用をどう図るべきかということをございますけれども、人口減少や高齢化で空き家がふえております。その対策は町にとっても防災とか防犯から放置できない課題です。

空き家問題も全国的なものだとは思っております。空き家は新築よりも安く改築できることから、空き家を地域の財産として、定住や移住対策に活用している市町村が多くなっているようです。

移住を考える人は、仕事はもちろんですが、生活環境などで自分に合った居場所を求めている人も多いと思います。そのような人たちのニーズに応えるために、町内の空き家の場所や周辺の環境を移住者へ提供できるかどうか、調べておく必要があります。今の情報化社会では、移住したい人は簡単に移住先を見つけて移住することができます。当町でも移住対策として空き家を活用する計画がありますが、移住を呼びかけると同時に、移住者を受け入れる空き家を準備しておくべきだと思います。

町では、空き家をどのようにして把握しているのか、また、移住者に供用できる空き家をどれぐらい把握しているのか、お聞かせください。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、平成28年度より七戸町空き家情報バンクを立ち上げ、町のホームページで情報提供、これを行っております。

七戸町空き家情報バンクへの申請等については、空き家、空き地の有効活用による定住促進、これを図るために、昨年、税務課で送付しております固定資産税納税通知書に空き家バンク情報の登録に関する内容、手続等を同封しております。

昨年とことし合わせて17件の問い合わせがありました。登録に至ったのは、昨年は4件となっております。

また、移住者に提供できる空き家の把握についてであります。町として把握するというのは非常に難しい現状にあります。この辺はひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） これは空き家といっても、ただ人が住まないうちだと住まないと思います。やっぱりそれなりの家屋が必要だと思います。私も町内なんかを見ているんですけども、空き家となっていますけれども、実際は物があつたり、さまざまそういう感じのうちも多いので、実際に提供できる空き家を探すというのはなかなか大変かとは思っておりますけれども、しかし、やっぱり何とかしても魅力ある空き家を探して、そういうのを準備すべきだと思っております。

その関係でございますけれども、提供できる空き家は今のところないようでございますけれども、これはやっぱり先に手がけておかなければならないと思います。そうでなければ、店を開店したけれども、商品はこれからそろえますみたいな感じで、順序が逆になってくると思います。

町として空き家対策が進んでいないことから、担当課だけでは把握できないのではないかと思います。その辺はどのように考えているのか、お聞かせいただければと思います。

また、昨年の12月の一般質問で、空き家を活用したシェアオフィスというものについて質問しましたが、町長は、シェアリングシティ構想と受けとめた答弁をしたように思います。ここで繰り返しになりますけれども、確認を含めてお聞きしたいと思いま



す。

私は、空き家を活用したシェアオフィス、これは、シェア、共有するという意味でありますけれども、違う仕事を持った人たちが同じ場所で仕事ができると、そういう共同で使える施設のことをいいますけれども、それを建てて、若い起業家とか、全国にたくさんおります仕事の場所を選ばない、どこでも仕事ができる、いわゆるクリエイターと呼ばれますが、そういう作家やデザイナーなど、フリーの職業を持つ個人の移住対策について質問しました。しかし、私の説明がよく伝わらなかったようで、町長はIT関連の企業に呼びかけた経緯の答弁をしております。このような手法は、先ほど申しましたシェアリングシティ構想に活用されることがあると聞きます。しかし、私は、シェアリングシティのことはよくわかっておりません。

私は、空き家の古民家を改築してシェアオフィスの建設に取り組んだ、奈良県東南部の人口が急激に減少している、現在では人口約1,700人とされる東吉野村の事例を挙げました。東吉野村のシェアオフィスは、古民家の改築と通信設備等に約2,000万円ほどかけて建設したのですが、開設から4年間で、30代を中心としてデザイナーとかカメラマン、陶芸家など14世帯で31人の個人事業者が移住しており、東吉野村の町長は、さらに空き家を活用したシェアオフィスをふやすことに意欲を示しております。

町長の念頭にあったと思われるシェアリングシティは、内容やスケールにもよりますけれども、どうしても専門業者に頼らざるを得ないところがあると聞きます。しかし、フリーの仕事を持つ個人へ呼びかけるやり方は、経費的にも東吉野村のように町が主体的になってできることです。

このシェアオフィスは、田舎で活動したい、また、スローライフに憧れる作家とかデザイナーなどが全国にたくさんいることから、今のテレワークなどの普及で、東吉野村の例のようにどんどん地方に広がっていると聞かれます。このような人たちが移住してくれば、我が町に新たな刺激と活性化をもたらすと思いますので、空き家の活用と関連しまして、再度、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず、一つ目の町全体の空き家についてであります。総合戦略を進めていく上で、行政間の横断的な取り組み、それから、民間や広域的な連携を図ることとしておりますので、空き家対策、これについても、情報の共有、あるいはまた問題解決に向けて、より一層、連携を深めながら取り組みを進めていきたい。

空き家についても、非常に程度がいいと、すぐに入れると、そういったものは、実は民間同士でも十分入っている人がいます。ただ、改修が新築以上にかかる、こういったものが実は多いと。これについては、とても活用というのはやっぱり考えにくいというふうに思います。

それから、シェアオフィスということでもありますけれども、そういう言葉は、実は前回

は知りませんで、勘違いしております、ちょっと答弁が別な部分をやったと思います。

そのシェアオフィスで今、奈良県のこと、お話ありまして、実は直接、東吉野村というところに問い合わせをしましたら、現在、10世帯16人が移住しているということだそうです。

もともとのスタートというのは、クリエイター、いわゆる何か創造的なことをする人が民家を借り上げて、そこでスタートして、その関係の方々、その関係で集まってもらった。ですから、例えば、娘さんがそういうお仕事をしているみたいで、そういういわゆる仲間たちの、そこからまずスタートすればいいのかなというふうに思っています。

こういったものをつくって、いろいろな業界に来てくださいといっても、例えば、静かに仕事する人と、音を出して仕事する人が一緒にできるわけがない。ですから、やはりそういう同じ仕事を持った人たちの連携といいますか、そういったところからの関係を広げていけば、これが非常に成功に結びつきやすいということで、主体的に民間でそういったものをつくってやっているということでもありますけれども、町の見解としては、これからの移住を進めていく上では、ある種の効果があるということではありますがゆえ、当町で、しからばどういう形でいいのかというのは、十分研究してみたいというふうに思っております。これも大きい移住促進の一つになると思いますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 本当に変わった、変わったと言ったら失礼ですけれども、デザイナーとかそういう人たちが町に来てこういうふうになれば、さまざまな、また活性化になると思いますので、できましたら、進めていただければと思います。

次に、婚活のほうに移ります。

町では、人口減少の最大の要因として、結婚によって転入する若い女性がほかの町村より少ないということを挙げております。そして、いわゆる婚活に力を入れております。

確かにアンケート調査では、結婚していない理由として、男女とも約50%の人が「よい出会いがない」としております。しかし、男性では、「経済的理由」が約34%と2番目に多く、3番目に多いのが「結婚したいと思わない」となっております。女性では、「結婚したいと思わない」人が約48%で、一番多かった「よい出会いがない」と答えた人と同じ割合となっております。

町が若い男女の出会いを創出するために婚活対策を重要視しているのは、アンケート調査でよい出会いの機会がないことが最も多かったことから、当然の施策だと思います。

結婚を契機として若い女性の転入がふえることは、将来の少子化対策へつながることになりますので、移住対策から考えても重点対策として位置づけることは非常に大事なことであります。ただ、農業委員会でも、農業後継者の結婚対策という事業をしておりますが、思うように成果が上がらないということで苦慮しているようですけれども、何とかいい方法で頑張っていただきたいと思っております。

一つ、結婚対策は、それを必要としている側、いわゆる行政側とか、そちらからの論理だけではなく、当事者であります若い人たちの意欲をサポートする、そういうことが成果に結びついていくのではないかと、そういう気がいたします。

そのような状況を考慮しながら聞きます。

これまでたくさんの婚活が行われました。女性の参加者の中で町外から参加した女性はどれぐらいあったのか。そしてまた、町外の女性とめでたく結婚が成立したのは何組あったのか。また、参加者の交流は積極的だったと感じられましたかどうか、その辺について伺います。

また、町では、結婚情報センター、そういうところと契約した事業を行っているとお聞きしておりますけれども、その結婚情報センターへ委託した目的と、そこに会員登録とかもあるようですが、会員者数がわかりましたらお聞かせください。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

婚活支援事業の婚活ツアーの状況ですが、平成26年度から平成28年度までの3年で、男性45名、女性36名の合計81名、この参加がありました。このうち女性36名は、全て町外の方となっております。

このツアーでのカップルは13組誕生しております。一応。だけれども、結婚に至ったというのではないと、残念ながら。非常に残念な内容であります。

このほかに、天間林商工会青年部が実施している「かまコン」、これが男女とも七戸の方で、ここでは1組、結婚に至っていると。もう既に子供も生まれていると聞いております。

また、昨年とことし、趣味が合った人たちが一緒に集まる「趣味コン」、これを実施しておりますけれども、男性26名、女性25名、この参加で、町外の女性の参加は17名となっております。

いずれにしても、参加者については、男女とも地元の婚活事業には参加しづらく、魅力がなければ参加しない傾向、こういったものがあり、どこの市町村も参加者を集めるというのは非常に苦労しているところだと思います。

このことから、昨年の婚活ツアーでは、全国に多数の会員を擁している、青森に支店のある結婚情報センター「ノツツェ」という、ここに女性の参加者の募集、あるいはまたイベントの企画、それから当日の進行など、いわゆる専門的な立場でやってもらうということで事業を委託しております。

さらに、昨年度、このノツツェというところと業務提携を結び、町内の独身者が入会する際の入会金や活動経費の助成事業、これを実施しております。そのほかに、町の中でも、実はそういった関係のNPOの組織体もあって、ここと進めるということにしております。

このノツツェの昨年の利用者というのは1名、今年度は現時点で申し込みがないと。こ

の事業に限らず、婚活の支援については、町民、あるいはまた民間事業者等からもいろいろ協力をいただきながら進めていきたいと思いますが、やる気なのです。何が何でもという、その辺はもう一つ、特に町内の男性の方ですね、これはかなり強く、あるいはまた上手に指導していかないと、どうも消極的だというふうな印象を受けます。要は、いかに押しが強いのか、この辺がこれからの成否を分けるということになると思いますので、そういう指導は強くしていかなければならないと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 最後の一つ聞きますけれども、確かに、これも冗談なのかわかりませんが、女性に対して100回の声がけ運動なんていう、そういうことも言われたりしておりますけれども、町長が言われたのはまさしくそのとおりにかなと思います。

それで、サポートしていくやり方というのは、後押しするということが非常に大事になってくるのではないかなと思っております。これからもより多くのカップルが誕生するような婚活を期待します。

しかし、もう一つ、そこにありますけれども、結婚して七戸町に来てくれと言っても、専業主婦でいいならそれでもいいのしょうけれども、それはなかなか限られていると思います。いろいろ対策には順序があるということは先ほどからも言っておりますけれども、若い女性が七戸町へ移住してもいいと、そう思えるような施策をやっぱり備えておく必要があると思います。

総合戦略の概要説明のときには、重要課題の一つに女性の働く場、女性が活躍できる場、それをふやして、若い女性を呼び込む対策が必要だというふうにしておりました。しかし、総合戦略の中身を見ますと、その対策が見えるようなところがなかったような気がしますので、七戸町に来た若い女性を後押しするような対策というのはどういうふうなことが行われているのか、お聞かせ願います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町の人口動態、これで転入者の数、女性の比率が非常に小さいと。若い女性の減少、これが進んでいるというのは事実であります。

これは、婚姻等によって転入する女性が少ないと、これが一つの要因として考えられることから、だから婚活等の支援に取り組んでいるところでもあります。

このほかに、いわゆる働きとの関係ですね、女性が働く場、それから活躍できる場、これをふやしていくというのは、当町の利便性を生かし、七戸町を拠点に就業ニーズに対応した通勤エリアの拡大を図って、住みやすく生活しやすい環境整備、これに努めていくというのも必要であると考えます。具体的には、町の中の就業、あるいはまた外に出て通っての働き、こういったものも非常に便利だよと、これぐらい便利に支援しているよというのをわかりやすくPRできるチラシの作成、あるいはまた町のホームページと連動するポータルサイト、これを構築することにしておりますので、その中でこういった情報を掲載

し、発信をしていくということにしております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 移住対策について、3点についてお聞きしましたのですが、優先すべき施策が遅くなったり、順序がどちらが先なのか食い違っているようなところも出てきたように思います。しかし、この総合戦略は、今、その体制を固めている段階ですので、繰り返しの質問は今回やりませんでしたけれども、この議論を機会に、そのあたりを検証して、作戦を練り直す必要があれば、早急に対策していただくことを要求して、質問を終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、5番岡村茂雄君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

---

### ○散会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月13日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後0時04分